

平成27年度 あさぎり町議会第1回会議会議録（第1号）						
招集年月日	平成27年4月10日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成27年4月10日 午前10時00分			議長	橋爪和彦
	散会	平成27年4月10日 午前11時23分			議長	橋爪和彦
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 16名 欠席 0名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	加賀山 瑞津子	○	9	永井英治	○
	2	橋本 誠	○	10	皆越てる子	○
	3	久保尚人	○	11	小見田 和行	○
	4	小出高明	○	12	奥田公人	○
	5	森岡 勉	○	13	田原健一	○
	6	徳永正道	○	14	溝口峰男	○
	7	豊永喜一	○	15	久保田 久男	○
	8	山口和幸	○	16	橋爪和彦	○
議事録署名議員	4番 小出 高明 5番 森岡 勉					
出席した議会書記	事務局長 坂本 健一郎 事務局書記 林 敬一					
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	愛甲 一典	○	教育長	中村 富人	○
	副町長	小松 英一	○	教育課長	甲斐 龍馬	○
	総務課長	小谷 節雄	○	会計 管理者	上 洌 幸一	○
	企画財政 課長	神田 利久	○	福祉課長	小見田 文男	○
	町民課長	宮原 恵美子	○	商工観光 課長	恒松 倉基	○
	税務課長	豊永 憲二	○	保健環境 課長	岡部 和平	○
	農林振興 課長	片山 守	○	建設課長	石塚 保典	○
	農業委員会 事務局長	大林 弘幸	○	上下水道 課長	深水 光伸	○
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第 2 報告第1号 専決処分したあさぎり町税条例の一部を改正する条例の報告について
 - 日程第 3 報告第2号 専決処分したあさぎり町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の報告について
 - 日程第 4 報告第3号 専決処分した平成26年度あさぎり町一般会計補正予算（第9号）の報告について
 - 日程第 5 報告第4号 専決処分した平成26年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の報告について
 - 日程第 6 報告第5号 専決処分した平成26年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の報告について
 - 日程第 7 報告第6号 専決処分した平成26年度球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算（第3号）の報告について
 - 日程第 8 議案第1号 あさぎり町公民館条例の一部を改正する条例について
 - 日程第 9 議案第2号 あさぎり町役場本庁舎改修工事請負変更契約の締結について
 - 日程第10 あさぎり町農業委員会委員の推薦について
 - 日程第11 広報調査特別委員会委員の辞任
 - 日程第12 広報調査特別委員会委員の選任
 - 日程第13 議員派遣の件について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 報告第1号 専決処分したあさぎり町税条例の一部を改正する条例の報告について
- 日程第 3 報告第2号 専決処分したあさぎり町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の報告について
- 日程第 4 報告第3号 専決処分した平成26年度あさぎり町一般会計補正予算（第9号）の報告について
- 日程第 5 報告第4号 専決処分した平成26年度あさぎり町国民健康保険特別会計 補正予算（第4号）の報告について
- 日程第 6 報告第5号 専決処分した平成26年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の報告について
- 日程第 7 報告第6号 専決処分した平成26年度球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算（第3号）の報告について
- 日程第 8 議案第1号 あさぎり町公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第2号 あさぎり町役場本庁舎改修工事請負変更契約の締結について
- 日程第10 あさぎり町農業委員会委員の推薦について
- 日程第11 広報調査特別委員会委員の辞任
- 日程第12 広報調査特別委員会委員の選任

午前10時00分 開会

●議会事務局長（坂本 健一郎君） 起立。おはようございます。

◎議長（橋爪 和彦君） ただいまの出席議員は16人です。定足数に達していますので、平成27年度あさぎり町議会第1回会議を開会いたします。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本会議の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、4番、小出高明議員、5番、森岡勉議員を指名します。

日程第2 報告第1号～日程第3 報告第2号

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第2、報告第1号、専決処分したあさぎり町税条例の一部を改正する条例の報告について、及び日程第3、報告第2号 専決処分したあさぎり町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の報告について、を一括議題とします。提出者の報告を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 本日は、年度初めの何かと御多用中に、臨時会を開催させていただきまして、まことにありがとうございます。一つだけ議員の皆様方に御報告申し上げたいと思います。それは、この4月からあさぎり町としても、これまで色々検討してまいりました、ふるさと納税のお返し制度を始めました。私たちのこのあさぎり町の美味しい農産物を中心に、今このネット上に写真を載せて進めておりますけども、この1週間で何と100件前後の申し込みがっております。是非今後とも、この取り組みを色々な方にPRをして、そしてふるさと納税を通して、あさぎり町の農産物が全国に広がって、農家の方々にも色々な方々にも元気の輪が広がるように、取り組んでいきたいと思っております。以上、まずは議員の皆さん方に報告いたします。それでは、議題に沿って進めさせていただきます。報告第1号、専決処分したあさぎり町税条例の一部を改正する条例及び報告第2号、専決処分したあさぎり町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について報告いたします。地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告いたします。平成27年4月10日、あさぎり町長 愛甲一典。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。

◎議長（橋爪 和彦君） 税務課長。

●税務課長（豊永 憲二君） 平成27年度地方税法の一部改正による税条例改正について。制度改正でありますので、改正概要について説明させていただきます。56ページの後になります。平成27年度税条例の改正概要から説明をいたします。条例第2条、用語の定義であります。番号法改正に伴う所要の措置であります。番号法施行の日からの改正になります。これはマイナンバー制度というのが導入されますが、それに伴う改正になります。第23条、法人の町民税における恒久的施設に係る規定を法人事業税、これは県税ですが、と同様に書き下す形式にするものであります。平成28年4月1日施行になります。第31条、法人の町民税の均等割の税率適用区分である資本金等の額に係る改正に伴う所要の措置であります。第33条、所得税における国外転出時課税の創設に伴い、個人住民税所得割の課税標準の計算において、当該譲渡所得については、所得税法の計算の例によらないものとするものであります。平成28年1月1日施行になります。第36条の2、法人番号の規定を整備したものです。番号法施行の日から改正になります。第36条の3の3、項のズレを整備したものです。平成28年1月1日に施行となります。第48条、法人税法改正に

伴う所要の措置であります。第50条、これも一緒です。第51条、規定の整備でありまして、減免の申請期限について、各市町村の実情に応じて規定することを明確化したものです。個人番号又は法人番号等の規定の整備によるものです。番号部分については、番号法施行の日からの改正になります。第57条と第59条、法律の条のズレに伴う改正になります。第63条の2から附則第22条関係までの改正であります。個人番号又は法人番号等の規定の整備でありまして、番号法施行の日から改正になります。第71条から第139条の3までは規定の整備でありまして、減免の申請期限について、各市町村の実情に応じて規定することを明確化したものです。個人番号又は法人番号の規定の整備になります。番号部分については、番号法施行の日からの改正になります。第149条、個人番号又は法人番号の規定の整備になります。番号法施行の日からの改正です。附則第4条、条のズレの整備です。平成28年4月1日から施行です。附則第7条の3の2、法律改正にあわせて改正するものです。個人住民税における住宅ローン制度の適用期限の延長になります。附則第9条、附則第9条の2、法律改正にあわせて改正するもので、ふるさと納税の特例について規定しているものであります。附則第10条の2、わがまち特例の創設に伴い、割合を設定できる規定であります。附則第11条から附則第15条まで、法律改正にあわせての改正でありまして、適用期限の延長になります。附則第16条、一定の環境性能を有する四輪車等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例の規定になります。附則第16条の2、特例税率の廃止になります。平成28年4月1日からの施行となっております。それと平成26年度の改正の改正ということできておりますので説明いたしますが、附則第1条と第4条ですが、平成27年度分以後の年度分の軽自動車税について適用することとされていた原動機付自転車及び二輪車に係る税率について、適用開始時期が1年間延長されて、平成28年度からの適用になりました。附則第6条、軽自動車税のグリーン化特例が今回改正の附則第16条に新設されることに伴う措置であります。施行日の記載がない条文につきましては、原則平成27年4月1日施行になります。「番号法施行の日」とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日」のことになります。以上、税条例についての改正の説明を終わります。次に、国民健康保険税条例の一部改正について説明いたします。新旧対照表にて説明いたします。3ページをお願いいたします。まず課税限度額の引き上げであります。第2条第2項、医療分の課税限度額、現行51万円が改正後52万円になりました。第3項の後期高齢者支援等の課税限度額、現行16万円が改正後17万円に。それと第4項の介護納付金の課税限度額は、現行14万円が改正16万円に引き上げられました。合計の課税限度額は現行81万円が改正後4万引き上げられまして、85万円となる改正であります。この改正によって国民健康保険税額は増額になります。次に、保険税の軽減判定となる所得基準の拡大であります。4ページをお願いいたします。第23条第1項第2号の改正は、5割軽減の算定となる加算額、現行24万5,000円が改正後26万に増額され、軽減幅が拡大されることになります。5ページから6ページになります。第3号の改正は2割軽減の算定となる加算額、現行45万円が改正後47万円に増額され、軽減幅が拡大されることになります。これによって、国民健康保険税は減額となります。次に、1ページをお願いいたします。中段になります。附則、施行期日、この条例は、平成27年4月1日から施行する。以上、説明を終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） 報告が終わりました。まず、報告第1号、専決処分したあさぎり町税条例の一部を改正する条例の報告について、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。次に、報告第2号、専決処分したあさぎり町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の報告について、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(橋爪 和彦君) 質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

日程第4 報告第3号～日程第7 報告第6号

◎議長(橋爪 和彦君) 日程第4、報告第3号、専決処分した平成27年度あさぎり町一般会計補正予算(第9号)の報告についてから、日程第7、報告第6号、専決処分した平成26年度球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算(第3号)の報告について、を一括議題とします。提出者の報告を求めます。町長。

●町長(愛甲 一典君) 報告第3号、専決処分した平成26年度あさぎり町一般会計補正予算(第9号)から、報告第6号、専決処分した平成26年度球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算(第3号)について、報告いたします。地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告いたします。平成27年4月10日、あさぎり町長愛甲一典。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。よろしく願いいたします。

◎議長(橋爪 和彦君) 企画財政課長。

●企画財政課長(神田 利久君) それでは、専決処分しました平成26年度あさぎり町一般会計補正予算(第9号)の報告について、企画財政課より説明をいたしたいと思えます。1枚めくっていただきまして、専決処分書がついております。ご覧いただきたいと思えます。それから1枚めくっていただきまして、平成26年度あさぎり町一般会計補正予算(第9号)、平成26年度あさぎり町の一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,202万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106億3,568万4,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。(繰越明許費の補正)第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。(地方債の補正)第3条 地方債の変更は「第3表 地方債補正」による。平成27年3月31日専決、あさぎり町長 愛甲一典。6ページをお開けいただきたいと思えます。第2表 繰越明許費補正。この中で款2総務費、庁舎改修事業。それから款7土木費、道路改良・歩道整備事業。これにつきましては、繰越事業の金額が確定しておりますので、その分で補正を行っております。それから地域情報通信基盤整備推進事業防災告知施設設備設置工事、それから個別受信機追加工事、それから農業施設管理費修繕料。これにつきましては、部品が年末までに納品できなかったということで、明許繰越を行っております。それから7ページに移りまして、第3表 地方債補正。道路整備事業、公営住宅建設事業、消防施設整備事業。これにつきましては、地方債が確定しましたので、額が確定しましたので、補正を行っているところです。道路整備事業につきましては、合併特例債、それから公営住宅建設事業につきましては過疎債、消防施設整備事業につきましては過疎債を充てているところでございます。続きまして歳入の方に移ります。10ページをお願いしたいと思えます。款2地方譲与税から款9特例地方交付金につきましては、交付額が確定しておりますので、それによりまして補正を行ったところです。それから11ページの下段ですが、款10地方交付税、これにつきましては、今回の補正の財源調整を行っているところです。普通交付税が、26年度の確定額が54億4,003万8,000円です。それから特別交付税が2億7,482万2,000円となっております。次に14ページをお開けいただきたいと思えます。款18繰入金ですが、目1まちづくり基金繰入金、これにつきましては、新町建設計画に定められました事業のうち、町民の連帯強化及び地域振興を目的とする事業に充てるというふうになっておりますが、事業が確定しましたので、それに伴いまして繰入金を増やしているところです。それから公共施設整備基金繰入金、これにつきましても事業費が確定しましたので、これにより繰入金の額を減額しておるというところです。それから下の方に移りまして、款21町債、目3土木債、それから目4消防債につきましては、先ほど地方債の補正の

ところで説明をさせていただきましたので、割愛させていただきたいと思います。次に歳出に移りまして16ページです。款2総務費、目1一般管理費、目9支所費、これについては、まちづくり基金での財源更正となっております。それから財産管理費については、公共施設整備基金の財源更正と、基金から入れることで財源更正というふうになっております。それから下の方で款2総務費、目3工業統計調査費、目5経済センサス基礎調査・商業統計調査費、それから次のページ17ページに移りまして、目6農林業センサス費、目7全国消費実態調査費、目8国勢調査調査区設定費、これにつきましては前回の補正で歳入の方は補正をしておりましたが、歳出の部で過不足分が発生しておりましたので、その分を今回補正をしたところです。それから19ページの方をお開けいただきたいと思いますが、款6商工観光費、目2緑の街づくり事業、これにつきましては、まちづくり基金の繰り入れによる財源更正というふうになっております。それから20ページの方をお開けいただきたいと思いますが、款8消防費、目4防災管理費、これについては、まちづくり基金の方から繰り入れで財源更正をしているところです。それから款9教育費、目2公民館費、これについても、まちづくり基金の方の基金を繰り入れている関係で、財源更正を行っているところです。もう一つ16ページの方ですが、款2総務費の目6財産管理費で、これについては公共施設基金の繰り入れによる財源更正を行っているところです。以上で、企画財政課所管分の説明を終わらせていただきたいと思います。よろしくお祈いします。

◎議長（橋爪 和彦君） 総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） 総務課分をご説明いたします。歳入の方をお願いいたします。12ページでございます。最上段、交通安全対策特別交付金でございますが、交付額の確定によりますところの減額補正ということでございます。13ページ最下段でございますが、目1総務費県委託金でございます。県議会議員一般選挙執行委託金でございます。4月12日執行予定の県議会議員選挙、当選挙区は無投票となっておりますが、その選挙費の平成26年度中執行予算に対しますところの、県の委託金の交付額決定によりまして減額の補正という形での計上でございます。開けていただきまして14ページ最上段、目1不動産売払収入3,000円の土地売払収入の増でございますが、収入済額の増によりますところの3,000円増でございますが、これは歳出の方に影響いたします関係で、3,000円につきましても計上したところでございます。開けていただきまして16ページでございますが、総務費の中の目14基金費、節25積立金、これ今申し上げました収入分を基金費の方に積み立てるということで、公共施設整備基金積立金3,000円の計上でございます。その下、目4県議会議員一般選挙費は、先ほど申しました県の委託金確定によります収入の減によるところの財源の更正ということでございます。それから、ちょっと飛んでいただきまして、22ページ以降に給与費明細書がございます。今回の補正の中では、一点だけ22ページの最下段、報酬欄の比較欄、左の下の方になりますが、22ページの下。その他の特別職3万9,000円の増というのが出てまいります。これ統計調査員の特別職としての報酬の増になります。その部分と後23ページにいきまして、職員手当の内訳ということで、最下段の比較欄の時間外手当、中ほどにございますが、これも統計調査費の職員の時間外手当ということで減額。同内容が24ページにも出てきているところがございます。今回の給与費明細関係は、統計調査費関係の変更のみとなっております。一つ飛んでおりました。20ページをお願いいたします。20ページの最上段、消防施設費で節15工事請負費90万の減でございますが、これ防火水槽を26年度設置いたしました、その入札残ということで90万の減額の計上ということでございます。総務課分、以上でございます。

◎議長（橋爪 和彦君） 福祉課長。

●福祉課長（小見田 文男君） 福祉課所管の補正予算について説明申し上げます。12ページをお願いいたします。款14国庫支出金、目1民生費国庫負担金でございますけれども、障害者自立支援給付費等国庫負担金

407万4,000円を補正計上しております。これは25年度の負担金の額が確定しましたので、追加分として407万4,000円を計上しているところでございます。それから次のページでございます。款15県支出金、目1民生費県負担金、節3障害者自立支援給付費等県負担金203万7,000円、これは国庫負担で先ほど説明申し上げましたけれども、国庫負担で25年度の交付金が確定したことによります県の追加交付分でございます。それから節7生活保護費負担金、事務費県負担金18万5,000円。それから保護費県負担金3万9,000円、これも救護施設しらがね寮の入所者の増に伴います追加分でございます。それから款15、目2民生費県補助金、節2熊本県安心こども基金特別対策事業費県補助金29万4,000円減額補正しております。これは26年度におきまして、吉井保育園の園舎の改築整備事業に伴います、県の補助金でございますけれども、事業の完了に伴いまして額が確定しましたので、補正するものでございます。県補助金として7,165万1,000円でございます。それから節4で身体障害者住宅助成事業費県補助金35万円減額補正しております。これは申請がなかったことによる減額補正でございます。それと重度訪問介護等利用促進市町村支援事業費県補助金、46万円計上しております。これは26年度における訪問系のサービスの国庫負担基準額を超過した額に対して、県の補助金がまいりますけれども、その額が確定したことによります補正でございます。次のページをお願いします。款20諸収入で、自己負担金19万7,000円計上しております。これは、しらがね寮の入所者の増に伴います自己負担金の増額分でございます。それから目3雑入、グリーンプラン・パートナーシップ事業補助金7万5,000円の減額補正でございます。これは町内の温泉施設の再生可能エネルギー導入の検討を行うために、公益法人の環境協会、日本環境協会、その補助金を活用して検討・調査をしてまいりました。事業費が確定したことによります補助金の確定に伴いまして、7万5,000円を減額するものでございます。17ページをお願いします。歳出の方でございますけれども、款3民生費、目4障害者福祉費、節20扶助費でございます。これは身体障害者住宅改造助成事業70万減額しております。先ほど歳入で申し上げましたけれども、本年度申請がなかったために減額するものでございます。それから節28繰出金でございます。これは県の補助金でございますけれども、障害程度区分認定等の事務費に県の補助がつかますけれども、その額が確定したことによりまして、51万4,000円増額としまして、これを球磨郡障害認定審査事業特別会計の方に繰り出すものでございます。それから目7社会福祉施設費でグリーンプラン・パートナーシップ事業委託料4万1,000円減額補正しております。これも歳入で申しあげましたとおり、額が確定したことによる不用額を計上しているところでございます。次のページをお願いします。項2児童福祉費の目1児童福祉総務費、保育所整備事業補助金42万8,000円減額補正しております。これも歳入で説明申し上げましたけれども、吉井保育園の園舎改築整備事業に伴います補助金が確定したことによりまして、不用額が発生しましたので、減額補正するものでございます。吉井保育園の補助金としましては、県と町を合わせまして、1億421万9,000円でございます。それから項3救護施設費、目1救護施設総務費でございますけれども、これは歳入で説明申し上げました生活保護費事務費負担金18万5,000円が増額になっておりますので、財源更正をするものでございます。それから目2救護施設事業費23万6,000円増額補正しておりますけれども、これも歳入で増額がありましたので、増額分を歳出の予算で充当するため、事業費に23万6,000円を補正増額するものでございます。以上、福祉課所管について説明を終わります。よろしくをお願いします。

◎議長（橋爪 和彦君） 保健環境課長。

●保健環境課長（岡部 和平君） 保健環境課所管の補正予算について、御説明申し上げます。12ページをお願いいたします。3段目でございます。款14国庫支出金、目1民生費国庫補助金、節5保育緊急確保事業補助金1万1,000円の減額でございますが、母子保健推進員等による乳児家庭全戸訪問事業費の確定に伴う実績による補正でございます。3分の1補助でございます。それから次のページの2段目ございま

す。款15 県支出金、目2 民生費県補助金、節2 児童福祉費補助金のうち、保育緊急確保事業補助金1万1,000円の減額、国庫補助と同様の理由でございます。それから目3 衛生費県補助金、節4 自殺対策推進事業補助金でございます。自殺対策推進事業の事業費確定に伴う補助金が確定いたしましたので、それに基づき3万4,000円の減額補正を計上させていただいておるところでございます。歳出でございますが、18ページをお願いいたします。3段目でございます。款4 衛生費、目5 母子保健事業費でございますが、先ほど歳入の国庫補助金の減額に伴う財源の更正でございます。目7 健康づくり推進事業費、節8 報償費、自殺対策推進事業の実績に基づきます講師謝金の3万4,000円の減額でございます。以上、保健環境課所管の分の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（大林 弘幸君） それでは農業委員会の専決補正予算について説明いたします。歳入からです。13ページをお願いいたします。中ほどの款15 県支出金、節3 農業委員会交付金、農家台帳システム整備事業費補助金の98万4,000円につきましては、平成26年度第4回会議の9月補正予算で計上しました、款5 農林水産業費、目1 農業委員会費の委託料の中で、農家台帳システム整備委託料を98万5,000円計上しておりました。その歳入分につきましては、県の補助率が、この補正予算時点で決定しておりませんでしたため、後日補正予算を計上する予定でありましたが、計上しておりませんでしたので、今回計上するものでございます。次に歳出です。18ページをお願いいたします。下段の款5 農林水産業費、目1 農業委員会費です。歳入で説明しましたとおり、一般財源から国庫支出金への財源更正をするものです。以上、農業委員会関係の予算についての説明を終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） 農林振興課長。

●農林振興課長（片山 守君） 農林振興課分の補正予算の説明をいたします。歳入の方から説明をしたいと思います。13ページをお願いいたします。13ページ中ほどの目4 農林水産事業費県補助金、節1 農業費補助金の青年就農給付金（経営開始型）事業補助金150万円の減額でございます。青年就農給付金の後期の支払い分として予定しておりました1名につきまして、新規部門を立ち上げる計画でございましたが、我が家の経営の継承をするということに変更になりました。この方は就農後5年以上経過をしておりまして、経営の継承により給付要件に該当しないということと判定されましたので、交付を予定しておりました平成26年度の後期分75万円と、8号補正予算で計上いたしました平成27年度の前倒し分の前期支給分の75万円、合わせて150万円につきまして減額をするものでございます。節2 林業費補助金の有害鳥獣駆除補助金4万5,000円の減額につきましては、鹿と猿の捕獲に対する県補助金となります。今回歳出におきましては、有害鳥獣駆除補助金につきまして、増額補正をお願いしているところでございますが、歳入の方では県費におきまして、予算の総額が不足するというところでございまして、県下の市町村間で調整が行われておりまして、実際の捕獲頭数分の補助金がつきませんでしたので、4万5,000円の減額となったものでございます。14ページをお願いします。中ほどの目3 雑入、節1 雑入の鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業補助金でございます。これは国の基金事業による補助金でございまして、県の鳥獣被害防止緊急捕獲等対策協議会から収入するものでございます。これにつきましては、捕獲頭数分の収入がある予定になっておりまして、今回277万円を計上するものであります。次に歳出の説明を行います。18ページをお願いいたします。最下段の目4 農業振興費の青年就農給付金（経営開始型）事業補助金でございますけれども、歳入で説明しましたとおり、1名の方が給付要件に該当せず対象外となりましたので、歳入と同額の150万円を減額するものでございます。次に19ページ目の目6 鳥獣被害防止事業費の、有害鳥獣捕獲補助金162万5,000円の増額補正でございます。あさぎり町での最終的な捕獲頭数といたしましては、鹿で目標600頭に対し895頭、イノシシで目標100頭に対し167頭、猿で目標50頭に対し同数の50頭、カラ

スで目標300羽に対して42羽、アナグマで目標40頭に対して37頭という結果となりまして、シカで295頭、イノシシで67頭、目標以上に捕獲できております。このため予算不足となりましたので、2月までの捕獲分につきましては、151万5,000円を流用して支払いをしたところでございましたが、最終的な実績といたしまして、今回不足する162万5,000円を計上したものでございます。これにより、捕獲の補助金は総額で1,288万円ということになります。この財源内訳といたしましては、国の基金事業として877万円、県が110万5,000円、町が300万5,000円となるものでございます。以上で、農林振興課分の説明を終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） 建設課長。

●建設課長（石塚 保典君） それでは、建設課分の補正予算につきまして説明いたします。19ページをお願いいたします。歳出でございますが、上から3段目、款7土木費、目2道路維持費、節13委託料、設計委託料の減額500万円でございますが、これは5年毎に行います橋梁点検業務、それから橋梁補修設計委託業務に伴います入札残を減額するものでございます。それから、その下の節15工事請負費、減額の150万円につきましては、平成26年度で行いました町道の舗装補修工事等に伴います入札残を減額するものでございます。それから目4の道路改良費につきましては、起債借入額の変更に伴います財源の組み替え補正でございます。最後に最下段、目2住宅建設費、15節の工事請負費、減額の430万円でございますが、これは須恵中央ハイツ建設に伴います、入札残の減額補正でございます。以上、説明を終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） 教育課長。

●教育課長（甲斐 龍馬君） 教育課所管分について説明申し上げます。歳入の12ページをお願いいたします。中ほどになります。目5教育費国庫補助金でございます。その中の幼稚園就園奨励費補助金15万7,000円についてでございますが、私立幼稚園の保育料の軽減措置に対する国庫補助金でございます。今回交付決定額に合わせ増額をするものでございます。その下の、へき地児童生徒援助費等補助金45万9,000円につきましては、スクールバス運行費用に対する補助金でございます。今回交付決定額に合わせ増額をいたしております。その下の、確かな学力の育成に係る実践的調査研究委託金1万7,000円の減額でございますが、あさぎり中学校が文部科学省の指定を受け実践研究発表を行っておりますけれども、今回交付決定額に合わせ減額をするものでございます。次に13ページでございます。下段の方になります。目6教育費県補助金でございます。水俣に学ぶ肥後っ子教室補助金8万4,000円を増額補正いたしておりますけれども、公害の原点であります水俣病をとおして学んだ教訓を生かすための学習事業でございます。今回交付決定額に合わせ予算に計上したものでございます。次ページをお願いいたします。14ページ中ほどになります。目3雑入、1行目の自主事業入場料30万7,000円の減額でございますが、須恵文化ホールにおきまして、自主文化事業として5つの講演等を実施したところでございます。当初、予算を予定しておりました入場者数が見込めなかったことにより、入場料の減額を行ったものでございます。続きまして歳出でございます。20ページをお願いいたします。上から2段目の款9教育費、項1教育総務費から次ページの項4生涯学習費まででございますが、歳入で説明いたしました財源の増減によります財源更正となります。教育課は以上でございます。

◎議長（橋爪 和彦君） 町長。

●町長（愛甲 一典君） 私の方から提案の内容について、一つ訂正をさせていただきます。議案書の報告第3号でございます。専決処分した平成27年度あさぎり町一般会計補正予算となっておりますが、大変申し訳ありません。これは平成26年に内容を修正させていただきました、訂正させていただきました、原案とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） ただいま執行部の方から報告第3号、専決処分した平成27年度あさぎり町一般会

計補正予算と表題にありますのを、平成26年度にかえたいという提案がございました。お諮りします。報告第3号の表題に、平成27年度とあるのを26年度に訂正することに異議ありませんか。異議なしと認めます。したがって、報告第3号の表題に平成27年度とあるを平成26年度に訂正し、これを原案といたします。国民健康保険、町民課長。

●町民課長（宮原 恵美子さん） それでは、専決処分しました平成26年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算について、御説明申し上げます。開けていただきまして専決処分書でございます。開けていただきまして1ページをお願いいたします。報告第4号につきまして御説明申し上げます。平成26年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。平成26年度あさぎり町の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,431万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億3,846万5,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成27年3月31日専決、あさぎり町長 愛甲一典。6ページをお願いいたします。歳入でございます。款3国庫支出金、目1財政調整交付金、節1普通調整交付金、節2特別調整交付金、合わせまして1,628万9,000円の減額でございますが、これは、交付額決定通知によりますところの減額補正でございます。款4療養給付費等交付金621万2,000円の増、款5前期高齢者交付金39万7,000円の減、款6県支出金、目1財政調整交付金4,515万1,000円いずれも県及び社会保険診療報酬支払基金からの交付決定に基づきますところの補正でございます。下段でございますが、款11諸収入、目1特定健康診査等受託料36万5,000円の減額でございますけれども、これは熊本県後期高齢者医療広域連合からの受託料でございますが、後期高齢者の特定健診受診者数の実績に基づきますところの減額補正でございます。以上歳入を終わります。続きまして歳出を御説明いたします。8ページをお願いいたします。款2保険給付費から次ページの款8保健事業費まででございますけれども、歳入で御説明申し上げました国県の支出金並びに療養給付費、前期高齢者の交付金、それから受託事業収入の補正の増減に伴いますところの財源の更正でございます。9ページの下段でございます。款12予備費でございますが、補正額3,431万2,000円を予備費にて計上させていただいております。予算総額で23億3,846万5,000円でございます。以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 上下水道課長。

●上下水道課長（深水 光伸君） 報告第5号、専決処分した平成26年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、説明をさせていただきます。開けていただきまして専決処分書でございます。次も開けていただきまして1ページを読み上げさせていただきます。平成26年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算（第4号）。平成26年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ101万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,747万7,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。（地方債の補正）第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。平成27年3月31日専決、あさぎり町長 愛甲一典。開けていただきまして3ページをお願いいたします。地方債の補正でございます。平成26年度下水道事業の建設債限度額7,080万円を490万円減額しまして、6,590万円の限度額とし計2億4,720万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同じでございます。6ページお願いします。歳入予算でございます。歳入の補正につきましては下水道事業の確定によりまして、下水道事業建設債の借入額が決定しまして、2段目の下水道事業債

を減額することとなりました。不足する財源としまして、1段目の下水道事業分担金を補正するものでございます。次ページ歳出をお願いします。歳出の説明ですが、下水道事業債の減額に伴いまして、下水道事業費の確定により、目4下水道建設費の工事請負費を不用となった101万1,000円を減額するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いします。

◎議長（橋爪 和彦君） 福祉課長。

●福祉課長（小見田 文男君） 報告第6号、専決した平成26年度球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算（第3号）の報告について説明申し上げます。1ページをお願いします。平成26年度球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算（第3号）。平成26年度球磨郡障害認定審査事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,080万8,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の総額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。平成27年3月31日専決、あさぎり町長 愛甲一典。4ページをお願いします。歳入から説明申し上げます。款2繰入金、目1繰入金で51万4,000円増額補正しておりますけれども、これは先ほどの一般会計でも申し上げましたけれども、障害支援区分認定等事務費の国と県分の交付額が確定したことによりまして、今回一般会計から51万4,000円を繰り入れるものでございます。次のページをお願いします。歳出でございますけれども、まず款1総務費、目1一般管理費、これは財源更正をしているところでございます。歳出で51万4,000円入ってきますので、その調整としまして、予備費で51万4,000円を増額補正するものでございます。以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。

◎議長（橋爪 和彦君） 報告が終わりました。まず報告第3号、専決処分した平成26年度あさぎり町一般会計補正予算（第9号）の報告について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。次に報告第4号、専決処分した平成26年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の報告について、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。次に報告第5号、専決処分した平成26年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の報告について、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。次に報告第6号、専決処分した平成26年度球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算（第3号）の報告について、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。これで報告を終わります。ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

日程第8 議案第1号

◎議長（橋爪 和彦君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。日程第8、議案第1号、あさぎり町公民館条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第1号、あさぎり町公民館条例の一部を改正する条例の制定について、提案い

たします。あさぎり町公民館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することとする。平成27年4月10日提出、あさぎり町長 愛甲一典。提案理由を申し上げます。行政区の統合により、公民分館の名称及び位置を変更する必要があるため本条例の一部を改正する。よって地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 教育課長。

●教育課長（甲斐 龍馬君） それでは条例の内容について、説明申し上げます。提案理由にありましておりに、上地区の上西別府と下西別府が4月5日の設立総会を経て、行政区の統合を行い西別府となっております。それに伴い公民分館を統合するもので、分館の位置は上西別府分館を、西別府分館とするものでございます。それでは、条例を朗読いたします。あさぎり町公民館条例の一部を改正する条例。あさぎり町公民館条例の一部を次のように改正する。別表第1中、上西別府分館、あさぎり町上西690番地。下西別府分館、あさぎり町上西1899番地36を、西別府分館、あさぎり町上西690番地に改める。附則、この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。以上でございます。

◎議長（橋爪 和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第1号を採決します。本案は原案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（橋爪 和彦君） 起立多数です。したがって議案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第2号

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第9、議案第2号、あさぎり町役場本庁舎改修工事請負変更契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第2号、あさぎり町役場本庁舎改修工事請負変更契約の締結について提案いたします。平成26年10月30日のあさぎり町議会において議決されたあさぎり町役場本庁舎改修工事請負契約について下記のとおり請負変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。平成27年4月10日提出、あさぎり町長 愛甲一典。1番、工事名、あさぎり町役場本庁舎改修工事。2番、契約金額、変更前1億2,582万円。変更後の金額、1億3,186万5,452円。今回変更による増額、604万5,452円。3、契約の相手方、熊本県人吉市西間上町2,479の1、丸昭建設株式会社、代表取締役、松村陽一郎。提案理由を申し上げます。工事内容の一部変更のため、契約金額を変更する必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） 変更内容を若干御説明いたしたいと思っております。今回の変更契約に伴いますところの工事内容の変更につきましては、まず執務室の改修工事関係におきましては、主に収納スペース等が不足するというので、当初設計から収納スペースの増を図ったところがございます。あわせて湯沸室等の改修も追加で行っております。また、エレベーターの設置工事関係につきましては、鉄骨の建て方につきまして改造を行った関係で、その鉄骨の改造費の増が発生をいたしております。また電気設備工事関係でござい

ますが、主に照明器具、具体的にはLEDのグレードアップを図ることによりまして、今後の維持費等を節減をするという考え方のもとに増額を行っておるところでございます。それから機械室の中に、アスベストが含まれている部品がございます、そのアスベストの産廃処理の運搬処理費等が発生をいたしました。主にそういった部分の変更によりまして、総額今回604万5,452円の増額の変更契約をお願いをするものでございます。また今後の予定でございますが、現在ほぼ終了間近になっておりますが、今週末あるいは来週末の引越し作業等で、ほぼ引越し等も終わるんですが、その中で具体的な配置等を行いました中で、電気関係、例えばコンセントとか、あるいはLAN工事等のつけかえと申しますか、変更が発生する可能性がございます。ということで、今回のこの変更契約を持ちまして完全に終了ということじゃなくて、若干のそういった関係での変更が、まだ今後も発生するというのを、ある程度想定をいたしておるところでございます。いずれにしても、4月中にこの工事は完全に終わっているところで、現在進行中でございます。以上でございます。

◎議長（橋爪 和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第2号を採決します。本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）

◎議長（橋爪 和彦君） 起立多数です。したがって議案第2号は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第10 あさぎり町農業委員会委員の推薦

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第10、あさぎり町農業委員会委員の推薦についてを議題とします。お諮りします。議会推薦の農業委員数は3人とし、お手元に配付のとおり中村陽子さん、宮原久子さん、濱田定武さん、以上の方を推薦したいと思います。御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 異議なしと認めます。したがって、議会推薦の農業委員は3人とし、お手元に配付のとおり中村陽子さん、宮原久子さん、濱田定武さん以上の方を推薦することに決定しました。

日程第11 広報調査特別委員会委員の辞任

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第11、広報調査特別委員会委員の辞任についてを議題とします。4月8日に加賀山瑞津子委員、橋本誠委員、徳永正道委員、小見田和行委員、田原健一委員、溝口峰男委員から、平成27年4月30日をもって広報調査特別委員を辞任したいとの申し出があります。お諮りします。本件は申し出のとおり、辞任を許可することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 異議なしとします。したがって、広報調査特別委員会委員全員の辞任を許可することに決定しました。広報調査特別委員会委員選任のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時21分

◎議長（橋爪 和彦君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第12 広報調査特別委員会委員の選任

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第12、広報調査特別委員会委員の選任を議題とします。お諮りします。広報調査特別委員会委員の選任については、お手元に配りました名簿のとおりしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 異議なしと認めます。したがって、広報調査特別委員会委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

日程第13 議員派遣の件

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第13、議員派遣の件についてを議題とします。お諮りします。お手元に配付しました文書のとおり、議員の派遣を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 異議なしと認めます。したがって、議員を派遣することに決定いたしました。お諮りします。議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合は、議長に一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合は、議長に一任することに決定いたしました。本日、議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定しました。

閉会宣言

◎議長（橋爪 和彦君） これで、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。平成27年度あさぎり町議会第1回会議を閉会します。

●議会事務局長（坂本 健一郎君） 起立。礼。

午前11時23分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議長 橋爪 和彦

署名議員 小出 高明

署名議員 森岡 勉

